

## 安曇野市自治基本条例

### 前文

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。私たちは、先人たちが守り育ててきたかけがえのない豊かな自然環境、郷土の誇るべき歴史、文化を継承していく必要がある。

少子高齢化など地方のまちが困難な問題に直面しているいま、現代に暮らす私たちにもまた、自らの力で、幸福に暮らせるまち、安全、安心に暮らせるまちをつくり、守り育てる必要がある。すべての市民に、自治に基づいたまちづくりに参加する権利があり、まちづくりを進める責任がある。

安曇野市はここに、自治の基本理念と原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）の自治の基本理念及び基本原則、並びに市民、議会及び市の執行機関の役割、市政運営についての基本原則等を明らかにするとともに、市民主体のまちづくりを協働して推進することを目的とする。

#### (条例の位置付け)

第 2 条 この条例は、本市の自治に関する基本的な原則を定めた本市における最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合及び総合計画等の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

#### (定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業活動を、又は公益の増進に取り組むもの

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

(3) 自治 自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいう。

(4) まちづくり 地域課題を解決することをいう。

(5) 協働 市民、市議会及び市が、それぞれの自主性を尊重し、役割を担いながら対等な立場で、協力し、ともに行動することをいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、全ての人権を尊重し、安全、安心で心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、協働して自治を推進するものとする。

(自治の基本原則)

第5条 市民、市議会及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。

- (1) 市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮すること。
- (2) 協働の原則 市民、市議会及び市は、それぞれの役割と責任のもと、協働によるまちづくりを目指すこと。
- (3) 情報共有の原則 市民、市議会及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有すること。
- (4) 人権尊重の原則 市民は、互いの人権を尊重すること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、それぞれが主体的にまちづくりを進め、市政に参画することができる。

- 2 市民は、市議会及び市が保有する情報について知ることができる。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治に関心を持つとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、まちづくりを進め、市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めるものとする。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、選挙で選ばれた議員をもって構成される意思決定機関であり、議会の権能の範囲において、政策立案、政策提言等行うよう努めるとともに、市政運営を監視するものとする。

- 2 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、情報共有するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 3 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報に適正に管理し、及び利用しなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進するものとする。

- 2 市長は、自治の基本理念に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画の策定及び政策

の実施、評価を行うものとする。

(市の役割及び責務)

第 11 条 市は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

2 市は、市民の意見が市政へ反映されるよう、市政への市民の参画を推進します。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

## 第 5 章 市政運営

(市政の原則)

第 13 条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第 14 条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守しなければならない。

(総合計画)

第 15 条 市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 市は、基本構想及び基本計画に基づく個別計画を策定するときは、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図るものとする。

3 市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障するものとする。

(財政運営)

第 16 条 市は、財政の健全性を確保し、持続可能な運営を図るものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、わかりやすく説明しなければならない。

(情報の公開)

第 17 条 市は、市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

(附属機関)

第 19 条 市は、附属機関の委員を選出するにあたって、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映及び公正な確保を図るよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第 20 条 市は、市民との協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これに対する市の考

え方の公表に努めるものとする。

(応答責任)

第 21 条 市は、市政運営に関し意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(説明責任)

第 22 条 市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標を市民に分かりやすい説明をするものとする。

(行政評価)

第 23 条 市は、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表するものとする。

## 第 6 章 危機管理

(危機管理)

第 24 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携を図るものとする。

2 市民は、市民相互の支え合いを大切にし、相互支援を図るものとする。

## 第 7 章 区

(区の役割)

第 25 条 本市の区域内に存する自治組織であって、安曇野市区長会（各区の発展と相互の親睦を目的としたすべての区で構成するものをいう。）に所属するもの（以下「区」という。）は、共通課題を自ら総合的に対応するとともに、福祉向上及び安全で安心なまちづくりを担うよう努めるものとする。

(区への加入)

第 26 条 本市の区域内に居住し、又は住所を有する者は、区へ加入するよう努め、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第 27 条 市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう支援するものとする。

## 第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 28 条 市は、自治の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 市議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

## 附則

(自治基本条例の見直し)

1 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で第1項及び前項に規定する事項について行うものとする。